

前	金	部	分	払
有		—		

令和6年度

水施第1-1号

片田浄水場急速ろ過施設機械設備等更新工事に係る詳細設計業務委託

委託仕様は特記以外は三重県業務委託共通仕様書
及び監督員の指示による。

津市上下水道事業局

水道施設課

令和6年度	水施第1-1号	業 務 委 託 設 計 書	
委 託 場 所	津市片田志袋町地内	次 長	
		課 長	
委 託 名	片田浄水場急速ろ過施設機械設備等更新工事に係る詳細設計業務委託	検 算 者	
		調整担当主幹	
設 計 額	(うち消費税等相当額 ¥)	担 当 主 幹	
		担 当 副 主 幹	
履 行 期 限	令和6年12月27日限り	主 査	
		担 当	
支 出 科 目	款 資本的支出	設 計 者	
	項 建設改良費		
	目 原水及び浄水施設費		
業 務 の 大 要			
機械設備等更新工事に係る詳細設計業務委託		1 式	

位置図

令和6年度水施第1-1号
片田浄水場急速ろ過施設機械設備等更新工事に係る詳細設計業務委託



設 計 内 訳 表								
項目	工種	種別	細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計業務								
本業務費				式	1			
送水ポンプ施設 (詳細設計)				式	1			第0001号明細表
急速攪拌池 (詳細設計)				式	1			第0002号明細表
フロック形成池(機械式) (詳細設計)				式	1			第0003号明細表
沈でん池 (傾斜板式) (詳細設計)				式	1			第0004号明細表
急速ろ過池 (詳細設計)				式	1			第0005号明細表
濃縮槽 (詳細設計)				式	1			第0006号明細表
急速攪拌池+フロック形成池+ 沈でん池【塗装設計】 (詳細設計)				式	1			第0007号明細表
設計協議				式	1			第0008号明細表
現地調査				式	1			第0009号明細表
既存資料収集・整理				式	1			第0010号明細表
直接人件費計				式	1			
電子成果品作成費				式	1			

設 計 内 訳 表								
項目	工種	種別	細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接経費計				式	1			
直接原価				式	1			
その他原価				式	1			
業務原価				式	1			
一般管理費等				式	1			
業務価格				式	1			
消費税相当額				式	1			
業務委託料				式	1			

第0001号 明細表 送水ポンプ施設（詳細設計）						1式
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
技師長	人					
主任技師	人					
技師（A）	人					
技師（B）	人					
技師（C）	人					
技術員	人					
合 計						

第0002号 明細表 急速攪拌池（詳細設計）						1式
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
主任技師	人					
技師（A）	人					
技師（B）	人					
技師（C）	人					
技術員	人					
合 計						

第0003号 明細表 フロック形成池（機械式）（詳細設計）						1式
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
技師長	人					
主任技師	人					
技師（A）	人					
技師（B）	人					
技師（C）	人					
技術員	人					
合 計						

第0004号 明細表 沈でん池（傾斜板式）（詳細設計）						1式
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
技師長	人					
主任技師	人					
技師（A）	人					
技師（B）	人					
技師（C）	人					
技術員	人					
合 計						

第0005号 明細表 急速ろ過池(詳細設計)						1式
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
技師長	人					
主任技師	人					
技師 (A)	人					
技師 (B)	人					
技師 (C)	人					
技術員	人					
合 計						

第0006号 明細表 濃縮槽 (詳細設計)						1式
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
技師長	人					
主任技師	人					
技師 (A)	人					
技師 (B)	人					
技師 (C)	人					
技術員	人					
合 計						

第0007号 明細表 急速攪拌池+フロック形成池+沈でん池 【塗装設計】 (詳細設計)						1式
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
主任技師	人					
技師 (A)	人					
技師 (B)	人					
技師 (C)	人					
技術員	人					
合 計						

第0008号 明細表 設計協議						1式
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
主任技師	人					
技師 (A)	人					
技師 (B)	人					
合 計						

第0009号 明細表 現地調査（詳細設計）						1式
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
技師（A）	人					
技師（B）	人					
合 計						

第0010号 明細表 既存資料収集・整理						1式
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
技師（A）	人					
技師（B）	人					
合 計						

令和6年度水施第1－1号

片田浄水場急速ろ過施設機械設備等更新工事に係る
詳細設計業務委託

仕 様 書

津市上下水道事業局

第1章 共通仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、津市上下水道事業局（以下「発注者」という。）が発注する水道事業の計画、認可、設計等に係る業務委託に適用する。

2 業務の従事者

- (1) 本業務の従事者は、上水道事業について専門的知識と経験を有する技術者でなければならない。
- (2) 受注者は、管理技術者及び照査技術者をそれぞれ配置しなければならない。業務担当責任者として管理技術者は、技術士（上下水道部門・上水道及び工業用水道）の資格保有者、上記技術士と同等の能力と経験を有する技術者、RCCMの資格保持者とし、本業務の専任とする。照査技術者は、技術士（上下水道部門・上水道及び工業用水道）の資格保有者、上記技術士と同等の能力と経験を有する技術者、RCCMの資格保持者とする。
- (3) 受注者は、本業務に必要な数の従事者を配置しなければならない。

3 業務計画

- (1) 受注者は、業務実施前（契約締結後14日以内）に業務計画書（工程表）を発注者に提出し、その内容等について承認を受けなければならない。
- (2) 業務計画書に重要な変更が生じた場合は、その都度、変更業務計画書を提出し、発注者の承認を受けなければならない。

4 業務の実施

- (1) 本業務の実施については、三重県業務委託共通仕様書、本契約書及び仕様書に準拠して行うものとし、また、監督員と十分協議し、その指示に従い履行しなければならない。

5 協議・打合せ等

受注者は、業務着手時及び成果品納入時（成果品案の打ち合わせ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打ち合わせにおいては、管理技術者が出席するものとする。また、業務着手時及び成果品納入時（成果品案の打ち合わせ時を含む）における打ち合わせには、照査技術者も出席するも

のとする。打ち合わせの議事録はその都度作成し、管理技術者が確認の上、監督員に提出しなければならない。

6 納品及び検査

- (1) 成果品は、作業ごとに十分点検を行い、製本取りまとめ時点において、照査を行った上で監督員に提出し、管理技術者立会いのもと、発注者の検査を受けなければならない。
- (2) 受注者は、業務完了後または引渡し後において、受注者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他の措置を講じなければならない。

7 秘密の保持

受注者は、本業務において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

8 資料等の保管

本業務の実施にあたり、発注者が貸与した資料及びその複製物等は、受注者が注意をもって保管し、業務終了後返還しなければならない。

9 目的外使用の禁止

受注者は、発注者から提供を受けた資料を本業務以外に使用し、もしくは第三者に提供し又は使用させてはならない。

10 損害賠償

- (1) 本業務の履行に伴い事故等が発生した場合は、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の経過及び内容について、直ちに発注者に報告しなければならない。
- (2) 前項において生じた損害は、すべて受注者の責任において、解決しなければならない。

11 カルテの作成・登録

受注金額が100万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービスに基づき、受注、変更、完了、訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた上、契約後、土曜日、日曜日、祝

日等を除き10日以内に、また登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後15日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。又、変更契約により受注金額が100万円を超えた場合にも、残りの日数に関係なく「業務カルテ」を作成し登録しなければならない。

12 前払いに関する事項

請負代金の額が130万円以上の契約において、請負人が公共工事の前払保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約金額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

13 疑義

受注者は、本仕様書に記載された事項の解釈について疑義を生じた場合は、発注者と協議しその指示に従わなければならない。

第2章 特記仕様書

1 業務概要

1-1 業務の目的

(1) 急速ろ過施設機械設備等更新

本業務は、片田浄水場において通常運転に支障を来たすことなく、浄水場の急速ろ過施設についての機械設備を更新するための詳細設計を行うものである。

1-2 基本条件

機械設備更新工事に係る詳細設計の基本条件は、次に示す通りである。

・片田浄水場内の急速ろ過施設（設計対象水量12,000 m³/日）

片田浄水場の急速ろ過施設における、送水ポンプ施設・急速攪拌池・フロック形成池・沈でん池・急速ろ過池・濃縮槽に設置された機械設備を対象とする。

また、急速攪拌池・フロック形成池・沈でん池については躯体の塗装更新を含めるが、塗装作業に必要な部分のみの設計とする。

これらの更新対象機械設備は、既設中央監視設備において監視及び制御が行われているので、更新に伴い電気・計装設備への影響を抑えた設計を行うこと。

更新の検討対象となる主な既設設備は別紙「機械設備等一覧表」のとおりである。なお、耐用年数に達していない既設設備の取り扱いは、発注者と協議の上決定する。

2 業務内容

2-1 設計協議

本設計業務を遂行するにあたり、津市の関係部署と適時協議を行い、極力手戻りがない様に調整し、業務を遂行すること。

初回打合せ 仕様書の内容確認（内容把握、設計工程、方針、管理運用面における検討事項の内容等）、借用資料等の確認

中間打合せ 業務作業中（設計計画、各種計算、設計図作成、数量計算、

概算工事費作成)に発生する諸条件に関する確認
最終打合せ 業務作業完了時における総括説明、成果品納入、検収立会い

2-2 現地調査

施設等の既存資料の確認を行った上で、現地調査を実施するものとする。

機械設備更新の現地調査に際しては、片田浄水場の現況水道施設及び関連する施設等の現地状況について、十分把握するために現地調査を行い、仮設の必要性、施工方法の検討等、設計に必要な情報を確認すること。

2-3 詳細設計

機械設備更新の詳細設計においては、現況水道施設による運転に支障を来たすことなく更新が行えるように検討するとともに、津市上下水道事業局の指定する発注範囲に併せて設計図書を分割して作成する。

詳細は監督員との打ち合わせにより決定する。

(1) 設計計画

基本諸元 基本条件に基づく機械設備（機械設備及び電気設備現場盤までの電気配線・電気配管、ポンプの付帯設備（配管、弁類）、ゲート類、掻き寄せ機等）の詳細設計

構造形式 基本条件に基づく機械設備の構造・形状及び基礎工等の検討

施工方法 切替手順、工程の検討

(2) 各種計算

機能計算 基本条件に基づく機械設備の各種計算

(3) 設計図書の作成

全体図面 全体平面図、フロー図

詳細図面 基本条件に基づく各種配置・配管図、機器詳細図、システム構成図、付帯設備関連図、仮設計画図等

(4) 数量計算

数量計算 片田浄水場急速ろ過施設機械設備等更新工事に係る各種検討結果及び設計図面に基づき、各施設別・工種別の数量計算書作成

(5) 仕様書作成

仕様書作成 片田浄水場急速ろ過施設機械設備等更新工事に係る各種

検討結果及び設計図面、数量計算、工事費積算に基づき、各施設別・工種別の仕様書、特記仕様書、全体工事の切替手順及び工程表の作成

(6) 審査

片田浄水場急速ろ過施設機械設備等更新工事に係る機械設備更新（機械施設）の設計図書（設計図面、各種数量計算書、各種工事費積算書、各種特記仕様書等）及び、他機関への申請書類等について、総合的に発注者の審査を受けて承諾を得た後に、所定の部数を納品する。

3 納品項目

- (1) 片田浄水場急速ろ過施設機械設備等更新工事に係る詳細設計業務報告書 3部
- (2) 各種数量計算書、各種工事費（概算）設計書、各種特記仕様書等、各種工法図面 3部
- (3) 上記図書（原稿）の電子データ 1式
- (4) 打合せ記録簿 1部

4 準拠・準用図書

本業務は、水道法，水道法施行令，水道法施行規則，建築基準法，電気事業法，消防法等の法令・規格に準拠することは勿論であるが、その他次の図書に準拠・準用するものとする。

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 水道施設設計指針 | 日本水道協会 |
| (2) 浄水技術ガイドライン | 水道技術研究センター |
| (3) 水道維持管理指針 | 日本水道協会 |
| (4) 水道施設耐震工法指針・解説 | 日本水道協会 |
| (5) 水理公式集 | 土木学会 |
| (6) コンクリート標準示方書 | 土木学会 |
| (7) 建築基準法令解説書 | 日本建築センター |
| (8) 杭基礎設計便覧 | 日本道路協会 |
| (9) 建築工事共通仕様書及び標準図 | 公共建築協会 |
| (10) 機械設備工事共通仕様書及び標準図 | 公共建築協会 |
| (11) 電気設備工事共通仕様書及び標準図 | 公共建築協会 |
| (12) 日本産業規格 | 工業技術院 |

- | | |
|----------------------------------|------------|
| (13) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 | 公共建築協会 |
| (14) 水道事業ガイドライン | 日本水道協会 |
| (15) 水道施設機能診断の手引き | 水道技術研究センター |
| (16) 水道施設更新指針 | 日本水道協会 |
| (17) その他関連法令（厚生労働省指導通達等）・条例及び規格等 | |

5 その他

- (1) 業務内容、成果品提出部数に著しい変動があった場合には、別途協議する。
- (2) 測量業務、地質調査業務は、除外対象項目とする。
- (3) 既設水道施設機能診断調査及び耐震診断業務は、除外対象項目とする。
- (4) 令和7年度工事費計上の為に、令和6年10月末日を目途に概算工事費を根拠資料と共に提出すること。

機械設備等一覧表

設置場所	名称	仕様	製造年	整備年
送水ポンプ施設	1号導水ポンプ	φ200mm水中ポンプ	2014	2020
	2号導水ポンプ	φ200mm水中ポンプ	2018	-
	3号導水ポンプ	φ200mm水中ポンプ	2014	2016
	原水ゲート	800×600mmゲート +手動開閉器	1994	
	No.1原水弁	φ600mmバタフライ弁 +手動開閉器	1994	
	No.2原水弁	φ600mmバタフライ弁 +手動開閉器	1994	
	No.1導水弁	φ400mmバタフライ弁 +手動開閉器	1994	
	No.2導水弁	φ400mmバタフライ弁 +手動開閉器	1994	
		上記ポンプ用配管類、弁類	1994	
急速攪拌池	第1混和池急速攪拌機	減速機2.2kW220v	1994	2019
	流入弁	φ400mmバタフライ弁 +手動開閉器	1994	
	返送弁	φ150mmゲート弁・手動	1994	
	捨水弁	φ150mmゲート弁・手動	1994	
フロック形成池	1列目フロキュレーター	減速機2.2kW220v	1994	
	2列目フロキュレーター	減速機0.75kW220v	1994	
	3列目フロキュレーター	減速機0.4kW220v	1994	
沈でん池	排泥電磁弁箱		1994	
	No.1排泥弁	φ150mmゲート弁・手動 +φ150mmバタフライ弁 エアー駆動	1994	
	No.2排泥弁	φ150mmゲート弁・手動 +φ150mmバタフライ弁 エアー駆動	1994	
	No.3排泥弁	φ150mmゲート弁・手動 +φ150mmバタフライ弁 エアー駆動	1994	
	No.4排泥弁	φ150mmゲート弁・手動 +φ150mmバタフライ弁 エアー駆動	1994	
	No.5排泥弁	φ150mmゲート弁・手動 +φ150mmバタフライ弁 エアー駆動	1994	
	No.6排泥弁	φ150mmゲート弁・手動 +φ150mmバタフライ弁 エアー駆動	1994	
	1系北側流入ゲート	口径300×300mmゲート +手動開閉器	1994	
	1系南側流入ゲート	口径300×300mmゲート +手動開閉器	1994	
	2系北側流入ゲート	口径300×300mmゲート +手動開閉器	1994	
	2系南側流入ゲート	口径300×300mmゲート +手動開閉器	1994	
	1系傾斜板	1386枚(PVC製)	1994	
	2系傾斜板	1386枚(PVC製)	1994	
	1系汚泥掻き寄せ機	1駆動2掻き寄せ式 ワイヤー牽引式	1994	
	2系汚泥掻き寄せ機	減速機0.75kW220v	1994	
	排泥弁用コンプレッサー	0.93Mpa/max、75ℓ/min 0.75kW220v×2基	1994	
	床排水ポンプ	φ40mm交互連動 水中ポンプ×2基	1994	
		上記ポンプ用配管類、弁類	1994	

設置場所	名称	仕様	製造年	整備年
急速ろ過池	ヘッダー元弁	φ350mmバタフライ弁 +手動開閉器	1994	
	1号急速ろ過水 サンプリングポンプ	φ25mm自給式渦流 ポンプ 0.4kW220v	1994	
	2号急速ろ過水 サンプリングポンプ	φ25mm自給式渦流 ポンプ 0.4kW220v	1994	
	1号揚水ポンプ	φ80mm片吸込渦巻 ポンプ 3.7kW220v	1994	
	2号揚水ポンプ	φ80mm片吸込渦巻 ポンプ 3.7kW220v	1994	
	1号表洗ポンプ	φ150mm片吸込渦巻 ポンプ 37kW220v	1994	
	2号表洗ポンプ	φ150mm片吸込渦巻 ポンプ 37kW220v	1994	
	床排水ポンプ	φ50mm水中ポンプ	1994	
	1号池浄水ゲート	口径500×500mmゲート +手動開閉器	1994	
	2号池浄水ゲート	口径500×500mmゲート +手動開閉器	1994	
	3号池浄水ゲート	口径500×500mmゲート +手動開閉器	1994	
	4号池浄水ゲート	口径500×500mmゲート +手動開閉器	1994	
	補給水弁	φ300mmバタフライ弁 +電動開閉器	1994	
	1号表洗弁	φ250mmバタフライ弁 電動	1994	
	2号表洗弁	φ250mmバタフライ弁 電動	1994	
	3号表洗弁	φ250mmバタフライ弁 電動	1994	
	4号表洗弁	φ250mmバタフライ弁 電動	1994	
	排水弁	φ100mmゲート弁・手動 ×4基	1994	
	急速攪拌槽捨水弁	φ100mmゲート弁・手動	1994	
	1号ろ過池捨水弁	φ150mmゲート弁・手動	1994	
	2号ろ過池捨水弁	φ150mmゲート弁・手動	1994	
	3号ろ過池捨水弁	φ150mmゲート弁・手動	1994	
	4号ろ過池捨水弁	φ150mmゲート弁・手動	1994	
	原水渠捨水弁	φ100mmゲート弁・手動	1994	
	1号ろ過池原水ゲート	口径300×300mmゲート +電動開閉器	1994	
	2号ろ過池原水ゲート	口径300×300mmゲート +電動開閉器	1994	
	3号ろ過池原水ゲート	口径300×300mmゲート +電動開閉器	1994	
	4号ろ過池原水ゲート	口径300×300mmゲート +電動開閉器	1994	
	1号ろ過池排水ゲート	口径600×600mmゲート +電動開閉器	1994	
	2号ろ過池排水ゲート	口径600×600mmゲート +電動開閉器	1994	
	3号ろ過池排水ゲート	口径600×600mmゲート +電動開閉器	1994	
	4号ろ過池排水ゲート	口径600×600mmゲート +電動開閉器	1994	
		上記ポンプ用配管類、弁類		1994

設置場所	名称	仕様	製造年	整備年
濃縮槽	1号流入弁	φ 600mmバタフライ弁 +電動開閉器	1994	
	2号流入弁	φ 600mmバタフライ弁 +電動開閉器	1994	
	1号送泥ポンプ	φ 100mm水中横型 サンドポンプ	2019	
	2号送泥ポンプ	φ 100mm水中横型 サンドポンプ	2014	
	3号送泥ポンプ	φ 100mm水中横型 サンドポンプ	2010	
	床排水ポンプ	φ 50mm水中ポンプ	1994	
	1号汚泥掻き寄せ機	中央集泥型 コーナースレード付	1994	
	2号汚泥掻き寄せ機	中央集泥型 コーナースレード付	1994	
	1号上澄水集水装置	取水口水位追従型	1994	
	2号上澄水集水装置	取水口水位追従型	1994	
	1号上澄水集水弁	φ 150mmゲート弁 +電動開閉器	1994	
	2号上澄水集水弁	φ 150mmゲート弁 +電動開閉器	1994	
	1号上澄水返送ポンプ	φ 150mm水中ポンプ	2019	
	2号上澄水返送ポンプ	φ 150mm水中ポンプ	2014	
		上記ポンプ用配管類、弁類	1994	

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	<p>本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の義務</p> <p>(1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</p> <p>(2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</p> <p>(3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。</p> <p>(4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。</p> <p>なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。</p> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置</p> <p>入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>3 契約等の解除</p> <p>上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p>
配慮依頼事項	<p>本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。</p> <p>なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。</p> <p>1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。</p> <p>2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。</p> <p>3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。</p> <p>4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。</p>
津市公契約条例	<p>本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の責務</p> <p>(1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。</p> <p>(2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。</p> <p>(3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。</p> <p>(4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。</p> <p>(5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。</p> <p>(6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>2 公契約の解除等</p> <p>市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。</p> <p>(1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。</p> <p>(2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>(3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。</p>

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	<p>津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。</p> <p>また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。 8 労働報酬下限額の運用について <ol style="list-style-type: none"> (1) 受注者は、運用対象契約(以下「対象契約」という。)の受注関係者(下請業者等)及び労働者(以下「対象労働者」という。)に、当該運用について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。 (2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。 (3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。 (4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。 (5) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及び個人事業主名簿を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。 (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の運用に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。 (7) 労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。

令和6年度津市労働報酬下限額

労働報酬下限額	1,047円
---------	--------

ただし、契約期間中に三重県の最低賃金額が労働報酬下限額を超えた場合は、三重県の最低賃金を労働報酬下限額とする。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.2

明示項目	明示事項（条件及び内容）
カ 照査技術者	<input checked="" type="checkbox"/> 概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。 <input type="checkbox"/> 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 （ ）
照査技術者の要件	照査技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 技術士 （ <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道部門・上水道及び工業用水道 科目、 <input type="checkbox"/> 部門、 <input type="checkbox"/> 部門・科目を問わない） <input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input checked="" type="checkbox"/> R C C Mの資格保持者 （ <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道及び工業用水道 部門、 <input type="checkbox"/> 部門を問わない） <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
照査の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 詳細設計照査要領（国土交通省大臣官房技術調査課監修（令和4年3月版）） <input type="checkbox"/> その他（ ）
キ 打合せ等	<input checked="" type="checkbox"/> 本業務における打合せ等の実施は次のとおりとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務着手時 <input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せ （ 2 ）回 <input checked="" type="checkbox"/> 成果品納入時 <input type="checkbox"/> 関係機関打合せ協議 （ ）機関 <input checked="" type="checkbox"/> 業務着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 照査技術者については（ <input checked="" type="checkbox"/> 業務着手時 <input type="checkbox"/> 中間打合せ 回 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む））の打合せに出席するものとする。
ク 資料の貸与	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （ 片田浄水場浄水施設改良工事に係る完成図書 ） <input checked="" type="checkbox"/> 貸与する資料の借用、返納においては、書面を提出すること。

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和5年11月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.3

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ケ 業務条件	<input checked="" type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。
	<input checked="" type="checkbox"/> 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。
コ その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。
	<input checked="" type="checkbox"/> 設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。 検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物（設計図面、数量計算書等）の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。
	<input type="checkbox"/> その他

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和5年11月